

地方独立行政法人の中期目標、中期計画と
総務省からの通知に基づく公立病院経営強化プランの関係性について

	地方独立行政法人法に基づく中期目標、中期計画	総務省からの通知に基づく公立病院改革プラン
H21年度	—	公立病院改革プラン ・平成24年度に東大阪市立総合病院を地方公営企業法の一部適用から全部適用に
H22年度	—	
H23年度	—	
H24年度	—	
H25年度	—	
H26年度	—	—
H27年度	—	—
H28年度	H28年10月 第1期中期目標(4年6か月) 第1期中期計画(4年6か月) ・必要事項を記載し、新公立病院改革プランを兼ねた	新公立病院改革プラン ・平成28年10月に地方公営企業法全部適用から地方独立行政法人に移行
H29年度		
H30年度		
R1年度		
R2年度		
R3年度	R3年4月	—
R4年度	第2期中期目標(4年)	R5年度までに「公立病院経営強化プラン」を策定
R5年度	第2期中期計画(4年) ・公立病院経営強化プランを兼ねるための変更が必要	
R6年度		
R7年度	R7年4月 第3期中期目標(3年～5年) 第3期中期計画(3年～5年) ・引き続き公立病院経営強化プランを兼ねる	公立病院経営強化プラン ・令和9年度までの期間を標準とする
R8年度		
R9年度		
R10年度	—	—
R11年度	—	—